

中国税務速報

2017年1月20日

1. 企業所得税についての2部の規範性ファイルを修正することに関する公告

国家税務総局は2016年12月29日に「企業所得税についての2部の規範性ファイルを修正することに関する公告」(国家税務総局公告2016年第80号)を公布しました。

収入総額が中央に帰属する企業の支店ネームリスト管理問題について、収入総額が中央に帰属する企業のレベル2及びその以下の支店において資産損失が発生する場合、審査から備案に変更します。ネームリストに変更がある場合、国家税務総局公告2015年第6号第二条の規定に従い処理します。

査定徴収の小型微利企業が優遇税制を享受することについては、国税函「2009」377号第一条を修正し、小型微利企業に対し査定徴収が適用できるし、優遇税制も適用できるように規定されました。

本公告第一条は、事項によってそれぞれ国家税務総局2011年第25号公告と国家税務総局2015年第6号公告の施行時間により実施されます。第二条は2016年及びそれ以降の企業所得税年度確定申告に適用されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2435446/content.html>

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1491033/content.html> (国家税務総局公告2015年第6号)

2.

1) 金融 不動産開発 教育補助サービスなどの増値税政策を明確することに関する通知

財政部 国家税務総局は2016年12月21日に「金融 不動産開発 教育補助サービスなどの増値税政策を明確することに関する通知」(財税「2016」140号)を公布しました。

通知においては以下の内容を定めました。「元金保証収益、報酬、資金占用費、補償金」とは、契約書で明確に承諾した元金満期の場合全て回収可能の投資収益をさします。金融商品を所有する期間(満期を含む)において取得した非元金保証の上述の収益は、利息または利息性質の収入でないため、増値税を徴収しません。納税者が基金、信託、財産管理製品などの各種の資産管理製品を購入し、期限までに所有することは、金融商品譲渡ではありません。金融機構はローンを貸した後に、利息決済日から90日以内に発生した未払利息は、現行の規定により増値税を納付します。90日以降発生した未払利息は増値税を暫時納付しませんが、実際に利息を取得したとき規定により増値税を納付します。資産管理製品運営過程において発生した増値税課税行為において、資産管理製品管理者を納税者として扱います。納税者が2016年1月-4月に譲渡した金融商品に関わるネガティブ差額は、次の納税期間に繰り越すことができ、2016年5月-12月の金融商品譲渡の売上高と差し引きます。「政府部門に支払った土地金額」は、土地受領者が政府部門に支払った土地徴収と移転補償費用、土地前期開発費用及び土地譲渡収益などを含みます。不動産開発企業のうち一般納税者は開発した不動産項目を販売する場合(簡易税金計算方法を選択する古い不動産項目を除く)、土地を取得するときほかの会社または個人に支払った移転補償費用は売上高を計算する際に控除できます。飲食サービスを提供する納税者が販売したテイクアウト食品は、「飲食サービス」として増値税を納付します。ホテル、旅行社、リゾート及びそのほかの経営性宿泊場所が、会議会場及び関連のサービスを提供するにおいては、「会議展覧サービス」として増値税を納付します。納税者が旅行地でロープウェイ、旅行地専用の車両、船舶などを経営することを通じ取得した収入は、「文化体育サービス」として増値税を納付します。非企業性機構のうち一般納税者が提供する研究開発と技術サービス、ITサービス、鑑定コンサルティングサービス、及び技術、著作権などの無形資産を販売する場合、簡易税金計算方法を選択し、3%の徴収率により増値税を計算することができます。非企業性機構のうち一般納税者が技術譲渡、技術開発及びそれに関連する技術コンサルティング、技術サービスを提供する場合、簡易税金計算方法を選択し、3%の徴収率により増値税を計算することができます。一般納税者が教育補助サービスを提供する場合、簡易税金計算方法を選択し、3%の徴収

率により増値税を計算することができます。納税者が武装保護護送サービスを提供する場合、「安全保護サービス」として増値税を納付します。物業サービス企業が所有者に提供した内装サービスは、「建築サービス」として増値税を納付します。納税者が建築施工設備を他人にレンタルし、人員も配置する場合、「建築サービス」として増値税を納付します。2017年1月1日より、生産企業が自己生産の海洋固定構造物、またはファイナンスリース企業及びその項目子会社、金融リース企業及びその項目子会社が購入し、かつファイナンスリースの方式でレンタルした国内生産企業生産の海洋工程構造物は、規定により増値税を納付しなければならず、増値税輸出税還付政策が適用できないようになります。

上記の最後の規定を除き、全ての規定は2016年5月1日から実施されます。今まで既に徴収した増値税は、免税または課税外であれば、納税者の以降の月に納付すべき増値税から差し引くことができます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2425059/content.html>

2) 土地金額控除時間などの増値税徴収管理問題に関する公告

財税「2016」140号を徹底的に実施するために、国家税務総局は2016年12月24日に「土地金額控除時間などの増値税徴収管理問題に関する公告」（国家税務総局公告2016年第86号）を公布しました。

公告では、以下のことを明確しました。

- (1) 以前の申告結果を調整することを回避するために、不動産開発企業が政府部門に支払った土地金額、及びそのほか機構または個人に支払った移転補償費用は、財税「2016」140号により売上高を計算するとき控除可能ですが未控除であれば、2016年12月（税金所属期間）から現行の規定により計算・控除します。
- (2) 新規明確の税目適用について、納税者が前後実際に適用した税率が異なることに関わる場合、異なる状況においての処理方法を定めました。
- (3) 明確した免税項目または課税対象外項目に対し、納税者が既に申告納税した場合、以降の月において納付すべき増値税と相殺する具体的な処理方法を定めました。
- (4) 保険会社の共同保険業務の發票発行問題が明確にされました。
- (5) 不動産開発企業が控除可能の土地金額を計算する際に、地下駐車場の面積を「建築面積」に入れないことが明確にされました。
- (6) 納税者が不動産所有権を継承、または遺贈を受ける場合、増値税免除申請のとき公証した証明資料を提出する必要がなくなることが明確にされました。
- (7) 納税者が不動産をレンタルするとき、レンタル契約書のうち一定のレンタル期間を満たすことを前提として賃貸料を免除する期間を約定された場合、「無償」の寄贈行為でなく、販売サービスとはみなされません。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2435263/content.html>

3) 資産管理製品増値税政策の関連問題に関する補充通知

財税「2016」140号第四条の「資産管理製品運営過程において発生した増値税課税行為は、資産管理製品管理者を納税者とする」という規定に対し、財政部 国家税務総局は2017年1月6日に「資産管理製品増値税政策の関連問題に関する補充通知」（財税「2017」2号）を公布しました。

2017年7月1日(含む)から、資産管理製品運営過程において発生した増値税課税行為は、資産管理製品管理者を納税者とし、現行の規定により増値税を納付します。

資産管理製品が2017年7月1日以降において発生した増値税課税行為は、増値税を納付していない場合、再び納付する必要がありません。既に納付した増値税は、以降の月の増値税納税額から差し引きます。資産管理製品運営過程において発生した増値税課税行為の具体的な徴収管理弁法は、国家税務総局に別途作成されます。

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201701/t20170106_2515807.html

4. 企業所得税に関連する問題についての公告

国家税務総局は2016年12月9日に「企業所得税に関する問題についての公告」（国家税務総局公告2016年第80号）を公布しました。

本公告の規定：職員が出張する時発生する乗り物に関連する人身以外保険費は、課税所得額を計算するときに控除することができます。資産を引き渡すことで資産の所有権が変更するとき、引き渡した資産の公正価格によって販売収入を確定しなければなりません。

本公告は2016年度及び以降年度の企業所得税の確定申告に適用されます。「国家税務総局の企業の資産処理に関する企業所得税処理問題の通知」（国税函〔2008〕828号）第3条は同時に廃止されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2410266/content.html>

5.

1) 2017年関税調整方案についての国务院関税税則委員会の通知

国务院関税税則委員会は2016年12月19日に「2017年関税調整方案」（税委会「2016」31号）の審議を通過しました。本方案は2017年1月1日から実施されます。

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201612/t20161223_2498029.html

2) 2017年関税調整案についての公告

税関総署は2016年12月30日に「2017年関税調整案についての公告」（税関総署公告2016年第89号）を公布しました。

輸入関税税率について、「中華人民共和国のWTO加盟に伴う関税譲許表修正案」の附属書の情報技術産品最恵国税率は2017年1月1日から2017年6月30日まで引き続き初回引き下げ税率を実施し、2017年7月1日からは2回目の引き下げ税率を実施します。2017年1月1日からは822項目の輸入商品に対して暫定税率を実施し、2017年7月1日からは暫定税率の輸入商品範囲を805項目まで切り下げます。小麦などの8類商品に対しては引き続き関税割当管理を実施し、税率に変更はありません。署名した貿易若しくは関税優遇協定により、関連国家若しくは地区に対しては引き続き協定税率を実施します。関連後進国に対しては引き続き特恵税率を実施し、商品範囲及び税率水準は維持します。半田鏝など213項目の輸出商品に対して輸出関税を徴収します。そのうち、50項目の暫定税率はゼロにします。

本公告は2017年1月1日から実施されます。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49661/info8335599.html>

6. 租税条約に関連する規定：

1) 「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税防止のための中華人民共和国政府とマレーシア政府との間の協定」に関するの交換公文の効力・執行についての公告

2016年11月1日に北京で、『「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税防止のための中華人民共和国政府とマレーシア政府との間の協定」に関するの交換公文』（以下「交換公文」と簡略、国家税務総局公告2016年第84号）を正式に署名しました。

「交換公文」に新増加した、一方の締約国内において生じる利子であり、他方の締約国の政府の所有する機関が取得するものについては、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税防止のための中華人民共和国政府とマレーシア政府との間の協定」の第十一条第四款の規定により、当該一方の締約国において租税を免除します。

「交換公文」は2016年11月1日から効力を生じ、執行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2425177/content.html>

2) 「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税防止のための内陸とマカオ特別行政区との間の按排」第三議定書の効力・執行についての公告

2016年7月19日に北京で、『「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税防止のための内陸とマカオ特別行政区との間の按排」第三議定書』（以下「議定書」と簡略、国家税務総局公告2016年第89号）を正式に署名しました。

「按排」第八条（海運、空運及び陸運）第一項を修正しました。一方の企業が船舶又は航空機又は陸運車両に運用することによって取得する収益及び利得に対しては、当該一方において課されるものは免除されます。（内地の増値税及びその他類推税種を含む）

「按排」第十二条（特許権使用料）第二項に対して、航空機及び船舶賃貸業務に関連する特許権使用料を支払うとき、課される租税の額は、特許権使用料総額の5%を超えないものとし、その他状況での特許権使用料税率は変更ないことが追加されました。

「按排」第十条（配当）、第十一条（利子）、第十二条（特許権使用料）及び第十三条（財産譲渡収益）に対して、主要目的テスト規定を追加し、「按排」を悪用することを回避しました。

「按排」は2016年12月12日から効力を生じ、執行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2435481/content.html>